盛土規制法
許可・届出フロー

令和７年４月１日から、盛土規制法の運用を開始しました。
●規制区域内において、**盛土・切土**又は**一時的な土石の堆積**を行う場合は、盛土規制法の規制の対象となりますので、事前に許可・届出が必要となります。
●宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。
●ご不明な点は熊本県建築課盛土対策室・熊本市都市安全課へお問い合わせください。

令和7年4月作成

（注1）県の細則で、別途必要な手続き・様式を定める場合があります。

必要な手続き

「**盛土・切土**」や「**一時的な土石の堆積**」行為はありますか

※敷地の整地や、建築物等の工作物を建築・築造するための掘削・埋戻し、解体に伴う埋戻しは、対象外です。

はい

どちらの規制区域内ですか

HPで確認

熊本県

熊本市

いいえ

はい

いいえ

宅地造成等工事規制区域内の場合

A

【盛土・切土の場合】
①**盛土**で高さが**1m超**の崖※を生ずるもの
②**切土**で高さが**2m超**の崖※を生ずるもの
③**盛土と切土**を同時に行い、高さが**2m超**の崖※を生ずる（①②を除く）
④**盛土**で高さが**2m超**となるもの（①③を除く）
⑤**盛土又は切土をする土地の面積**が**500㎡超**となるもの（①②③④を除く）

【一時的な土石の堆積の場合】
①最大時高さ**2m超**かつ面積**300㎡超**
②最大時面積**500㎡超**

はい

いいえ

特定盛土等規制区域内の場合

B

【盛土・切土の場合】
①**盛土**で高さが**2m超**の崖※を生ずるもの
②**切土**で高さが**5m超**の崖※を生ずるもの
③**盛土と切土**を同時に行い、高さが**5m超**の崖※を生ずる（①②を除く）
④**盛土**で高さが**5m超**となるもの（①③を除く）
⑤**盛土又は切土をする土地の面積**が**3,000㎡超**となるもの（①②③④を除く）

【一時的な土石の堆積の場合】
①最大時高さ**5m超**かつ面積**1500㎡超**
②最大時面積**3000㎡超**

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

いいえ

左記Aの規模に該当しますか

はい

いいえ

手続き不要

≪許可手順≫

変更の許可
軽微な変更届出

土地所有者等の同意・事前に周辺住民への周知

12条1項・30条1項許可

造成工事着工

標識の掲示

中間検査※

定期報告※

造成工事完了

完了検査

工事が完了した日から**4日以内**に申請

※中間検査
次の①②に該当するもの
①左記Bの規模
②特定工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に**排水施設**を設置する工事の工程）を有するもの
特定工程に係る工事を終えた日から**4日以内**に申請

※定期報告
次の①②に該当するもの
①左記Bの規模
②工期が3か月を超えるもの
3カ月ごとに報告

≪届出手順≫

変更の届出

27条届出

着工の**30日前**までに提出

造成工事着工

※定期報告、中間検査、完了検査は不要

【開発許可の取扱い】
都市計画法29条に基づく**開発許可**を受けたもので、盛土許可・届出の対象に該当するものは、盛土規制法の許可を受けた、又は届出を行ったものとみなしますので、改めて許可・届出を行う必要はありません。
注）みなし許可の場合、盛土規制法に基づく[**標識の掲示**],[**中間検査**],[**定期報告**]は必要です。

【運用開始前に着工している場合】
運用開始前（令和7年3月31日）に既に着工している場合で、**運用開始後（令和7年4月1日）も継続して工事を行っている場合**は、運用開始後21日以内に届出（法21条1項・40条1項）が必要です。
対象：上記Aに該当する行為

詳細はこちら☞

国土交通省HP